



# 佐賀県公報

平成20年  
6月10日  
(火曜日)  
第13057号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

- ◎佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (五四・生活衛生課) 一
- ◎風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (五五・まちづくり推進課) 九

### 告示

- ◎青少年に有害な図書等の指定 (二五四・こども課) 九
- ◎生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二五五・地域福祉課) 一〇
- ◎生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (二五六・〃) 一一
- ◎生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (二五七・〃) 一二
- ◎生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の住所並びに事業所の名称及び所在地の変更 (二五八・〃) 一五
- ◎生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更 (二五九・〃) 一五
- ◎生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更 (二六〇・〃) 一六
- ◎生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (二六一・〃) 一六

### 公告

- ◎県営蓮池地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 一六

### 正誤

- ◎平成二十年四月一日付け佐賀県公報第一三〇三八号中訂正 (農地整備課) 一七
- ◎平成二十年五月九日付け佐賀県公報第一三〇四八号中訂正 (〃) 一七
- ◎平成二十年五月二日付け佐賀県公報第一三〇四七号中訂正 (総務法制課) 一七

## 公布された規則のあらまし

◎平成二十年五月三十日付け佐賀県公報第一三〇五四号中訂正 (〃) 一七

◎佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(規則第五十四号)

- 1 土佐犬等に属する犬等を特定犬として定めることとした。(第三条関係)
  - 2 多頭飼養者から除外される者、多頭飼養の届出等について定めることとした。(第四条、第六条関係)
  - 3 犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容したときの公示方法等について定めることとした。(第九条関係)
  - 4 その他所要の事項を定めることとした。
  - 5 この規則は、平成二〇年七月一日から施行することとした。
- ◎風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五十五号)
- 1 風致地区内における行為について、知事等の許可を要しない法人のうち、独立行政法人緑資源機構を独立行政法人森林総合研究所に改めることとした。(第五条関係)
  - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第五十四号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(平成二十年佐

賀県条例二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定犬)

第三条 条例第二条第三号に規定する規則で定める犬は、次に掲げるものとする。

- 一 土佐犬、秋田犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アラスカン・マラミュート、マスチフ又はアメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピット・ブルテリア)に属する犬
- 二 背中の一最高い部分から地面までの高さが六十五センチメートル以上の犬(前号に掲げるものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が指定する犬

(多頭飼養者から除外される者)

第四条 条例第五条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 現に警察活動に使用し、又は使用する目的で訓練を受けている犬を飼養する者
- 二 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定する訓練事業者で同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養するもの
- 三 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬及びねこを飼養する者

(多頭飼養の届出)

第五条 条例第六条第一項の規定による届出は、様式第一号によるものとする。

2 条例第六条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 種類
- 二 性別
- 三 年齢

四 犬を飼養している場合にあつては、当該飼養する犬の体格

3 条例第六条第二項の規則で定める書類は、飼養施設の配置図とする。

(多頭飼養の変更等の届出)

第六条 条例第七条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第二号によるものとする。

2 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、飼養数の減少又は飼養数の三十パーセント未満の増加とする。

(おりの中における飼養等の適用除外)

第七条 条例第九条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 生後九月未満の犬

二 身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬

(特定犬の標識)

第八条 条例第十条の規則で定める標識は、様式第三号によるものとする。

(公示)

第九条 条例第十四条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して二日間、犬、ねこ等の動物を引き取り、又は収容した場所を管轄する保健福祉事務所及び佐賀県動物管理センター並びに係市町の事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

- 一 引取り又は収容を行った日時及び場所

二 引取り又は収容を行った動物の種類、毛色、性別及び体格

(事故の届出)

第十条 条例第十七条第一項の規定による届出は、様式第四号によるものとする。

(身分証明書)

第十一条 条例第十九条第二項の証明書は、様式五号によるものとする。  
附則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

## 様式第1号(第5条関係)

## 犬及びねこの多頭飼養届

年 月 日

佐賀県知事 様  
 ( 保健福祉事務所長 )

届出者 住 所 〒  
 氏 名 印  
 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

|             |                |                       |
|-------------|----------------|-----------------------|
| 飼養施設の所在地    |                |                       |
| 飼養する犬及びねこの数 |                | 犬 ( ) 頭      ねこ ( ) 頭 |
| 飼養の方法       | 管理する者の氏名       |                       |
|             | ふん尿の処理の方法      |                       |
|             | 動物の死体の処理方法     |                       |
|             | 周辺の生活環境を保全する方法 |                       |
| 種類等         | 種類             |                       |
|             | 性別             |                       |
|             | 年齢             |                       |
|             | 体格(犬のみ)        |                       |

注1 飼養施設の配置図を添付すること。

注2 この用紙で記入欄が不足する場合は、別の用紙を使用して記載すること。

注3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

## 様式第2号(第6条関係)

## 犬及びねこの多頭飼養変更(廃止)届

年 月 日

佐賀県知事 様  
( 保健福祉事務所長 )

届出者 住 所 〒  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

犬及びねこの多頭飼養について変更(廃止)したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の所在地
- 3 変更(廃止)年月日
- 4 変更事項

| 変更事項                    |         | 変更後 |
|-------------------------|---------|-----|
| 住所                      |         |     |
| 氏名(法人にあっては名称及びその代表者の氏名) |         |     |
| 犬及びねこの数等                | 数       |     |
|                         | 種類      |     |
|                         | 性別      |     |
|                         | 年齢      |     |
|                         | 体格(犬のみ) |     |
| 飼養の方法                   |         |     |

注1 廃止の届出にあっては、変更事項は記入しないこと。

注2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第8条関係)



(縦4.5センチメートル以上 横6.5センチメートル以上)

## 様式第4号(第10条関係)

## 犬(特定動物)による事故届

年 月 日

佐賀県知事 様  
( 保健福祉事務所長 )

届出者 住 所 〒  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

犬(特定動物)が人の生命又は身体を侵害したので、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

| 届出事項              |      | 内 容     |     |     |     |     |  |
|-------------------|------|---------|-----|-----|-----|-----|--|
| 事故の発生日月日          |      |         |     |     |     |     |  |
| 事故の発生場所           |      |         |     |     |     |     |  |
| 事故の原因             |      |         |     |     |     |     |  |
| 事故を加えた動物          | 犬    | 犬 名     |     | 種 類 |     | 年 齢 |  |
|                   |      | 性 別     |     | 毛 色 |     | 体 格 |  |
|                   |      | 登録番号    |     |     |     |     |  |
|                   |      | 注射済票番号  |     |     |     |     |  |
|                   | 特定動物 | 種 類     |     |     |     | 性 別 |  |
|                   |      | 許可番号    |     |     |     |     |  |
|                   |      | 識別措置の種類 |     |     |     |     |  |
|                   |      | 識別番号    |     |     |     |     |  |
|                   |      | 特 徴     |     |     |     |     |  |
|                   | 飼い主  | 住 所     |     |     |     |     |  |
| 氏 名               |      |         |     |     |     |     |  |
| 被害者               | 住 所  |         |     |     |     |     |  |
|                   | 氏 名  |         | 性 別 |     | 年 齢 |     |  |
| 被害の概要             |      |         |     |     |     |     |  |
| 応急措置及び新たな事故発生防止措置 |      |         |     |     |     |     |  |

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号(第11条関係)

第 号

# 身 分 証 明 書

所属

氏名

年 月 日生

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づく業務を行う職員であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事

印

(縦6センチメートル 横9センチメートル)



風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十五号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

- 一 独立行政法人森林総合研究所

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百五十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

| 種類 | 指定番号    | 題 名                                 | 製作発行所等     | 雑誌コード等               | 指定理由  |
|----|---------|-------------------------------------|------------|----------------------|---|
| 雑誌 | 20 - 38 | 話王 第108号 7月号                        | ㈱ぶんか社      | 19819 - 7            | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| "  | 20 - 39 | 特撰三十路妻 7月号                          | ㈱笠倉出版社     | 16781 - 07           |   |
| "  | 20 - 40 | That's D A N 2008 Vol.106 7月号       | メディア・クライス㈱ | 04117 - 07           |   |
| "  | 20 - 41 | 別冊 Street SUGAR Street SUGAR 7月号増刊  | ㈱ウツ出版      | 04168 - 07<br>L 7/19 |   |
| "  | 20 - 42 | ZIGEN EX ジゲン エキサイティング 7月号           | ㈱大洋書房      | 05271 - 7            |   |
| "  | 20 - 43 | コミック まあるまん 本当にあったHな話 7月号            | ㈱ぶんか社      | 13701 - 7            |   |
| "  | 20 - 44 | ウォー A組Special 7月号                   | ㈱サン出版      | 01807 - 07           |   |
| "  | 20 - 45 | 実録 裏仕事師列伝 漫画ナックルズGOLD特別編集           | ミリオ出版㈱     | 51114 - 15           |   |
| "  | 20 - 46 | 実録 修羅ヤクザ伝 修羅の道編 稲川会最高顧問 林喜一郎        | ㈱竹書房       | 57613 - 65           |   |
| "  | 20 - 47 | 実録 遊侠ヤクザ伝 鯨道 史上最大の抗争編 四代目山口組若頭 中山勝正 | ㈱竹書房       | 57611 - 42           |   |
| "  | 20 - 48 | 凶悪犯罪ファイル 9                          | ㈱竹書房       | 57613 - 67           |   |
| "  | 20 - 49 | 今日からヒットマン 1                         | ㈱日本文芸社     | 52964 - 99           |   |
| "  | 20 - 50 | いま、殺りにゆきませ                          | ㈱宙出版       |                      |   |
| 書籍 | 20 - 51 | 人の殺され方                              | ㈱データハウス    |                      |   |

●佐賀県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人春陽会  
所在地 佐賀市兵庫町大字洲一九〇三番一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンターうえむら  
所在地 佐賀市神園六丁目一〇七七番地一  
サービスの種類 通所介護
- 二 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社さわやか門前  
所在地 鹿島市古枝一六五〇番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 グループホーム浜  
所在地 鹿島市浜町乙二五九一番地一  
サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護
- 三 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 太陽シルバーサービス株式会社  
所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田五八五番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

- 四 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 合同会社サポート中九州  
所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 サポート中九州  
所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三  
サービスの種類 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
- 五 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社団法人全国社会保険協会連合会  
所在地 東京都港区高輪三丁目二番一二
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 佐賀社会保険介護老人保健施設サンビューさが  
所在地 佐賀市兵庫南三丁目八番一号  
サービスの種類 訪問リハビリテーション
- 六 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人社団芳香会  
所在地 福岡市中央区輝国一丁目一番七七号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 認知症対応型通所介護事業所東唐津  
所在地 唐津市東唐津三丁目二番一号  
サービスの種類 通所介護

- 七 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ  
所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四七三番地三
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ  
所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四八四番地一八  
サービスの種類 通所介護
- 八 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 ケアパートナー株式会社  
所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇二七番
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ケアパートナー佐賀  
所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇二七番  
サービスの種類 通所介護
- 九 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人扇子  
所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ヘルパーステーション扇子  
所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一  
サービスの種類 訪問介護
- 十 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社ほほえみ
- (三) 所在地 武雄市朝日町大字甘久二八三三  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスほほえみ  
所在地 武雄市朝日町大字甘久二〇二九番地二  
サービスの種類 通所介護
- 十一 (一) 指定年月日 平成二十年四月二十四日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 ツルカメ薬局  
所在地 佐賀市長瀬町三番一八号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ツルカメ薬局  
所在地 佐賀市長瀬町三番一八号  
サービスの種類 居宅療養管理指導
- 十二 (一) 指定年月日 平成二十年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人至誠堂  
所在地 唐津市厳木町本山三八六番一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンターうつのみや  
所在地 唐津市厳木町本山三八六番一  
サービスの種類 通所介護
- ◎佐賀県告示第二百五十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
- 平成二十年六月十日

|   |   |
|---|---|
| <p>一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人剛友会</p> <p>所在地 多久市北多久町大字多久原二四二四番地七〇</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 剛友会通所リハビリテーション</p> <p>所在地 多久市北多久町大字多久原二四二四番地七〇</p> <p>サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成二十年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人春陽会</p> <p>所在地 佐賀市兵庫町大字渕一九〇三番一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 デイサービスセンターうえむら</p> <p>所在地 佐賀市神園六丁目一〇七七番地一一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 社会福祉法人平成会</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 南鷗荘ホームヘルプサービス</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> | <p>佐賀県知事 古川 康</p>   |
| <p>七 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 合同会社サポート中九州</p> <p>所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 太陽シルバースervice株式会社</p> <p>所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田五八五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 太陽シルバースervice株式会社佐賀営業所</p> <p>所在地 武雄市朝日町大字甘久三四七三番地三</p> <p>サービスの種類 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成二十年三月二十七日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 社会福祉法人平成会</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 南鷗荘ショートステイサービス</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防短期入所生活介護</p>   | <p>名称 社会福祉法人平成会</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 南鷗荘デイサービスセンター</p> <p>所在地 佐賀市久保田町久富三四五九番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> |

|   |  |
|---|--|
| (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 サポート中九州<br>所在地 鳥栖市本鳥栖町上鳥栖八三四番地三<br>サービスの種類 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売   | 所在地 唐津市東唐津三丁目二番一号<br>サービスの種類 介護予防通所介護  |
| 八 売   | 十一 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   |
| (一) 指定年月日 平成二十年四月一日<br>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 社団法人全国社会保険協会連合会<br>所在地 東京都港区高輪三丁目二番二二           | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ<br>所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四七三番地三                       |
| (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 佐賀社会保険介護老人保健施設サンビューさが<br>所在地 佐賀市兵庫南三丁目八番一号<br>サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション | (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ<br>所在地 三養基郡みやき町大字白壁二四八四番地一八<br>サービスの種類 介護予防通所介護 |
| 九 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   | 十二 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   |
| (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 医療法人人口メデイカル<br>所在地 小城市三日月町金田一〇五四番地二                                    | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 社会福祉法人江北町社会福祉協議会<br>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一                               |
| (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 江口病院デイケア三日月<br>所在地 小城市三日月町金田一〇五四番地二<br>サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション        | (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 江北町社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター<br>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一<br>サービスの種類 介護予防訪問介護  |
| 十 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   | 十三 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   |
| (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 医療法人社団芳香会<br>所在地 福岡市中央区輝国一丁目一番七七号                                      | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br>名称 社会福祉法人江北町社会福祉協議会<br>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一                               |
| (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 認知症対応型通所介護事業所東唐津  | (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 江北町社会福祉協議会デイサービスセンター<br>所在地 杵島郡江北町大字山口二六四五番地一<br>サービスの種類 介護予防通所介護      |
| 十四 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日  | 十四 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日   |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>十七</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月四日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人剛友会<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇</p> | <p>十六</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月四日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人剛友会<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 剛友会 訪問リハビリテーション<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇<br/>サービスの種類 介護予防訪問介護</p> | <p>十五</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社ほほえみ<br/>所在地 武雄市朝日町大字甘久二八三三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 デイサービスほほえみ<br/>所在地 武雄市朝日町大字甘久二〇二九番地二</p>                                  | <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 特定非営利活動法人扇子<br/>所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 ヘルパーステーション扇子<br/>所在地 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一<br/>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>  |
| <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 ツルカメ薬局<br/>所在地 佐賀市長瀬町三番一八号</p>   | <p>二十</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月二十四日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 ツルカメ薬局<br/>所在地 佐賀市長瀬町三番一八号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 ツルカメ薬局<br/>所在地 佐賀市長瀬町三番一八号</p>  | <p>十九</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月四日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人剛友会<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 にこにこ訪問看護ステーション<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇<br/>サービスの種類 介護予防訪問介護</p> | <p>十八</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年四月四日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人剛友会<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 諸隈病院短期入所療養介護<br/>所在地 多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇<br/>サービスの種類 介護予防短期入所療養介護</p> |

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

二十一 (一) 指定年月日 平成二十年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人至誠堂

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービスセンターうつのみや

所在地 唐津市厳木町本山三八六番一

サービスの種類 介護予防通所介護

◎佐賀県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

(一) 廃止年月日 平成二十年三月一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人至誠会

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 指定通所リハビリテーションありあけ

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八

二 (一) 廃止年月日 平成二十年三月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 太陽セランド株式会社

所在地 福岡県田川市大字川宮一〇〇

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 太陽セランド株式会社 佐賀営業所

所在地 武雄市朝日町大字甘久字大鹿三四七三番地三

三 (一) 廃止年月日 平成二十年三月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番一九号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア虹の松原

所在地 唐津市和多田大土井二番七一号

◎佐賀県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の住所並びに事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

| 開設者名称                      | 開設者住所              | 事業所名称                      | 事業所所在地        | 変更年月日     |
|----------------------------|--------------------|----------------------------|---------------|-----------|
| 特定非営利活動法人至誠身体障害者生活介護支援センター | 新<br>佐賀市田代二丁目七番一四号 | 至誠介護支援センター                 | 佐賀市田代二丁目七番一四号 | 平成二〇・三・二六 |
|                            | 旧<br>佐賀市田代二丁目四番六号  | 特定非営利活動法人至誠身体障害者生活介護支援センター | 佐賀市田代二丁目四番六号  |           |

◎佐賀県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において

て準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

| 名称 |           | 所在地                 | 変更年月日    |
|----|-----------|---------------------|----------|
| 新  | セントケア武雄   | 武雄市武雄町大字北方町大字志久二番一号 | 平成二〇・四・一 |
| 旧  | セントケア武雄杵島 | 武雄市武雄町大字武雄八〇一四番地一   |          |

◎佐賀県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

| 名称 |             | 所在地                 | 変更年月日    |
|----|-------------|---------------------|----------|
| 新  | セントケア武雄訪問入浴 | 武雄市武雄町大字北方町大字志久二番一号 | 平成二〇・四・一 |
| 旧  | セントケア武雄北方   |                     |          |

◎佐賀県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年六月十日

佐賀県知事 古川 康

| 名称      | 所在地 |                 | 変更年月日    |
|---------|-----|-----------------|----------|
|         | 新   | 唐津市和多田大土井二番七一号  |          |
| セントケア唐津 | 旧   | 唐津市竹木場五二〇六番地五二一 | 平成二〇・四・一 |

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）蓮池地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成20年7月23日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8-1）に提出してください。

平成20年6月10日

佐賀県知事 古川 康

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）蓮池地区の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成20年6月11日から平成20年7月8日まで
- 縦覧の場所  
佐賀市役所



○ 正 誤

平成二十年四月一日付け佐賀県公報第一三三八号中訂正

|              |   |          |   |          |
|--------------|---|----------|---|----------|
| 3            | 頁 | 簡所       | 誤 | 正        |
| 上段<br>右から八行目 |   | 牛瀬町909番地 |   | 牛瀬町909番地 |

平成二十年五月九日付け佐賀県公報第一三三八号中訂正

|               |   |       |   |       |
|---------------|---|-------|---|-------|
| 2             | 頁 | 簡所    | 誤 | 正     |
| 上段<br>右から十二行目 |   | 海陽 麻路 |   | 海陽 麻路 |
| 下段<br>左から十二行目 |   | "     |   | 牌冊    |
| 下段<br>左から十一行目 |   | 牌冊    |   | "     |

平成二十年五月二日付け佐賀県公報第一三〇四七号中訂正

|              |   |                   |   |                  |
|--------------|---|-------------------|---|------------------|
| 1            | 頁 | 簡所                | 誤 | 正                |
| 上段<br>左から八行目 |   | 佐賀県職業指導委員会規則      |   | 佐賀県就学指導委員会規則     |
| 上段<br>左から三行目 |   | 佐賀県文化財保護指導委員会設置規則 |   | 佐賀県文化財保護指導委員設置規則 |
|              |   | 佐賀県文化財保護指導委員会設置規則 |   | 佐賀県文化財保護指導委員設置規則 |

平成二十年五月三十日付け佐賀県公報第一三〇五四号中訂正

|               |   |        |   |       |
|---------------|---|--------|---|-------|
| 3             | 頁 | 簡所     | 誤 | 正     |
| 下段<br>左から十四行目 |   | 五月二十三日 |   | 五月三十日 |

購読料  
申込先  
一か年三二、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社